

参議院農林水産委員会會議録第六号

平成二十六年四月三日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月一日

羽田雄一郎君

補欠選任
浜野 喜史君

四月三日

浜野 喜史君

補欠選任
安井美沙子君

出席者は左のとおり。

委員長

野村 哲郎君

理事

猪口 邦子君

委員

金子原二郎君

古賀友一郎君
中泉 松司君
馬場 成志君
堀井 巖君
舞立 昇治君
山田 修路君
郡司 彰君
徳永 エリ君
浜野 喜史君
安井美沙子君
柳田 稔君
平木 大作君
横山 信一君
山田 太郎君
儀間 光男君

國務大臣

農林水産大臣

林 芳正君

副大臣

農林水産副大臣

吉川 貴盛君

大臣政務官

財務大臣政務官

山本 博司君

事務局長

農林水産大臣政務官

横山 信一君

常任委員会専門員

稲熊 利和君

政府参考人

内閣官房内閣審議官

復興庁統括官

法務大臣官房審議官

外務大臣官房参事官

文部科学大臣官房文教施設企画部長

厚生労働大臣官房審議官

農林水産省食料産業局長

農林水産省生産局長

農林水産省農林振興局長

林野庁長官

水産庁長官

中小企業庁経営支援部長

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房審議官

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○農林水産に関する調査

(日豪EPA交渉及び環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉に関する件)

(国際司法裁判所の「南極における捕鯨」訴訟判決に関する件)

(食料自給率に関する件)

(攻めの農林水産業に関する件)

(蚕糸業への支援に関する件)

(農林業の労働災害に関する件)

(森林・林業・木材産業政策に関する件)

(水産業振興対策に関する件)

(東日本大震災からの水産業復興支援に関する件)

○森林国営保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(野村哲郎君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、羽田雄一郎君が委員を辞任され、その補欠として浜野喜史君が選任されました。

○委員長(野村哲郎君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

農林水産に関する調査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、内閣官房内閣審議官澁谷和久君外十三名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(野村哲郎君) 異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(野村哲郎君) 農林水産に関する調査を議題とし、質疑を行います。

○堀井巖君 おはようございます。自由民主党の堀井巖でございます。

本日は、攻めの農林水産業と言われておりますが、その中にあります林、すなわち森林・林業に絞って質問をさせていただきたいと存じます。

言うまでもなく、我が国は、国土に占める森林面積の割合が三分の二という、まさに森林国であります。地元の話を恐縮であります。私の地元、奈良県の森林面積は県土面積の七七％ということでございます。全国的にも有名な吉野杉の産地でもございます。もちろん戦後造林された木も多いわけですが、吉野の場合は九十五年生以上の森林も一万三千ヘクタールほど存在をしております。江戸時代から続く樹齢二百年を超えるような立派な木も多数存在しております。

現在、全国見渡しましても、森林資源は人工林を中心に毎年増加しているという状況にあるというふうにも思います。まさにこの攻めの農林水産業の林というところを捉えたときに、今我が国は伐採期を迎えた様々な森林資源も増加しているというところで、その好機を迎えているというふうにも言ってもよいかと思います。

また、また地元の話を恐縮ですが、奈良県には世界最古の木造建築物でもございます法隆寺がございます。世界最大級の木造建築であります東大寺もございます。まさに、我々日本人は、太古の昔より木とともに生活をし、木とともに国土を育んできた、このように思っております。

一方で、七七％を占める中山間地域、山村地域に出向きますと、その地域に住む人々からは、大変将来に対する大きな不安の声、そして現在の林業に対する、この衰退に対する危機感という声を

切実に聞くわけでございます。山村地域の過疎化、高齢化、進んできております。若者がなかなかもうその地域に住むことができないということも言われてきております。

北方領土を除くと、日本一広い村は十津川村というところでございます。奈良県内にございまして、大字が五十四ほどありますけれども、そのうちの二十四、約半分がもう限界集落だということでもそのような状況にございます。先日、国立社会保障・人口問題研究所が、昨年ですが、発表した人口推計がございまして、奈良県には三十九の市町村がありまして、そのうち最も人口減少率が高い、すなわち人口が減る、三二・一％になってしまふ、これは二〇一〇年から二〇四〇年の比較ですが、と言われたのが吉野杉の産地である名な川上村というところでございまして、二〇一〇年には千六百四十三人であった、二〇四〇年には五百二十七人に減少するというふうな推計が出ております。

地域に暮らす方々と週末あるいは様々な機会でお話をするたびに、現在の切実な状況に対する不安な思い、危機感、切実な声が私の耳に迫ってまいります。同時に、地元の方々は、絶対にこのような推計値のとおりにはしないんだ、必ず地域を再生していくんだ、そして先人から守り継いできたすばらしいふるさと、そしてこの国土をしっかりと保全をしていくんだ、この山を将来の世代にしっかりとすばらしい形で引き継いでいくんだ、そのような力強い思いで皆さんあふれていることとあります。

私は、日本のこの山村、中山間地域の再生、そして振興のためには、やはり一番核となるのは林業の再生ではないかと、このように思うところでございます。近年、増加傾向にある集中豪雨、地震等による山地災害への備えなど、緑の社会資本としての森林への要請もますます高まってきているということもございまして、こういったことで、これまでも農林水産省、殊に林野庁におかれては様々な取組を行ってきておられるというふうな思

いますけれども、更に攻めの林業・森林行政をもっともつと強力で推進していただきたいという、そのような思いを込めて、以下、質問をさせていただきます。

第一に、森林経営計画についてでございます。従前の森林施業計画から、現在、森林経営計画というものの、これは前の政権のときの時代だったと思いますが、変わりました。このような制度が平成二十四年からスタートをいたしました。大規模集約化を図って、計画的な路網整備を進めていこうという、そのような理念には私も共感を覚えるところでございます。

他方で、全国一律の計画の考え方でありまして、地元のエコ関係者からは、なかなか現実と合わず非常にハードルが高いという声聞かれていぬのも事実でございます。私の地元の奈良県の東南部のいわゆる山林地帯、山間部のように、急傾斜が多く小規模林家が多い地域にあっては、その理念については分かんないけれども、なかなか計画を作ろうとしたときに実際にその計画が作れない。そうすると、林業を再生していく前段階としてのまず計画が作れなくて困っているというふうな声も聞かれるところでございます。

そこで、地域の実情に合った森林整備をしつかりと経営計画の下に進めていくためには、この森林経営計画について現場に合った柔軟な計画となるようにすることが重要と考えますが、御見解をお聞かせください。

○政府参考人(沼田正俊君) お答え申し上げます。

この森林経営計画制度でございますけれども、面的なまとまりの確保による施業の集約化、そして効率的な森林施業の実施に必要な路網の整備を計画的に進めていくために、平成二十四年四月にスタートしたものでございます。

その後、この森林経営計画制度の定着を図るため、私どもとしても精力的に現場との意見交換を行ってまいりました。そういった中で、小規模零細な所有者や森林経営に関心のない所有者が多数

存在して、合意形成に多大な時間を要する箇所がある。あるいは、私も林班と呼んでおりますけれども、都道府県等が森林を管理するために地形界等によって区分している。一定のまとまりでございまして、五十ヘクタールないし六十ヘクタールございまして、例え人工林率が低いというふうなこともございまして、なかなかなじまない箇所があるというふうなことがございまして、直ちに森林経営計画を作成できない地域があるという声が多数寄せられたところでございます。

そういったことで、私どもとしては、林班面積の二分の一以上を集めることとする従来の要件、これを基本としつつ、市町村長が新たに森林施業等を効率的に行うことができる範囲として定める一定の区域内、その区域内において三十ヘクタール以上を確保すれば計画を作成できるといったことになってございまして、本年の四月から適用を開始したところでございます。

私どもとしても、意欲ある方々によりまして森林経営計画の作成を一層促進いたしまして、地域の実情に応じた効率的かつ持続的な森林経営が図られるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

○堀井巖君 ありがとうございます。二十六年四月から、今のその面積要件の考え方等について一部柔軟な考え方も取り入れていただいたと、これは非常に有り難いことだと思っております。地元の関係者も柔軟な制度の変更の下での森林経営計画の作成というところに皆さん取り組んでいただけるものだとおもうに思っています。

しかしながら、もう一層のお願いをしたいのは、やはり、そうはいいまして、今林業が衰退している中で各地域、地元からの声を聞きまして、まだなかなか計画を作って、そしてそれを基に力強く進めていくというにはまだまだ様々なことについてハードルを高く感じておられる方も多いのが実情でございます。まず、様々な補助金も得ながら、また支援を得

ながらやっていく前提としてこの森林経営計画というものがあるとするならば、是非とも、林野庁におかれては、作成支援とか、あるいは今のこの制度変更についての周知、あるいは是非現場に、時間と労力があれば現場に出かけていただきながら、手作りで作っていくのを支援していただけないかというのを強く要望いたしますが、その点についての御見解をお願いいたします。

○政府参考人(沼田正俊君) 私どもといたしまして、この森林経営計画制度の定着というのには非常に大切なことというふうな考え方をしております。これまで都道府県等を対象にいたしましたブロック会議でありますとか、あるいは林野庁職員が直接現地に赴きまして森林組合や林業事業者を含めた関係者と意見交換を行う、こういったキャラバンを数多く実施してまいりました。また、パンフレットの作成でありますとか経営計画の相談窓口を設置しております、そういった意味で、できるだけ現場と密接につながって物事を考えていきたいということで対応させていただいてるところでございます。

また、今回見直しいたしました森林経営計画作成の要件でございますけれども、この内容につきましても都道府県等に事前にお知らせはさせていただいたところでございまして、こういったことに加えて、森林経営計画の作成を支援するために、森林所有者や森林境界の画定、あるいは合意形成活動への支援でありますとか、森林経営計画の作成を担う森林施業プランナー、こういった人材の育成にも取り組んでいくところでござい

ます。先生から御指摘ございましたように、私どもとしても、今回の見直し内容を含めて現場への丁寧な説明、周知、そしてきめ細かな支援と、こういったことを引き続ききちんとやってまいりたいというふうな考え方をしております。

○堀井巖君 ありがとうございます。

早くそれぞれの地域でこの森林経営計画というものを作成をして、そしてそれを基に強力に森林・林業経営がしっかりとした形で進んでいくことを希望いたしております。

次に、川下対策についてお伺いをしたいと思っております。

地域の林業・木材・森林産物を元気にしていくためには、やはりサブライサイド、川上での様々な施策への支援、路網整備等のみならず、需要を喚起する、すなわち川下対策が重要と考えております。ちょうど、先ほども申し上げましたように、今森林資源が利用期を迎えつつあります。また、合板等の加工技術が向上してきて、今、国産材を様々な形で利用できるという裾野も広がってきていると、このように感じているところでございます。

この木材需要を拡大していくための川下対策について、どのような取組を行っていくおつもりか、御見解をお聞かせいただければと思います。
○副大臣(吉川貴盛君) 堀井議員御指摘のとおりでありまして、川上対策と併せて川下対策というのは極めて重要なことでございまして、この川上対策と川下対策を木材需要の拡大のために一体的に講じていく必要が、私は重要であると考えております。

そのために、農林水産省におきましては、昨年十二月に官邸の本部において決定されました農林水産業・地域の活力創造プランを踏まえまして、中高層建築での活用が期待できるCLT、これ直交集成板と呼んでおりますけれども、もう既に実は、大変うれしいことに、高知のおおとよ製材の社員寮が三月の六日の日に竣工をいたしました。このような新たな製品、技術の早期実現化に向けた支援を行ってまいりますとともに、木造公共建築物の整備等に対する支援、さらには木造住宅の建築等に対しポイントを付与する木材利用ポイント事業の実施も行っております。そしてまた、委員会でもしばしば議論をされておりますように、バイオマス利用施設の整備や全国的な相

談・サポート体制の構築等に対する支援等々、総合的に取り組んでいるところでもございますけれども、今申し上げましたこれらの施策を通じまして木材需要を拡大し、林業、山村地域の活性化を図ってまいりたいと存じております。

○堀井議員 ありがとうございます。今お話しただきましたように、木質バイオマスの関係、そしてCLTの取組、合板、集成材の取組等々、様々な努力をいただいているというふうな思いがいたします。是非ともそれをより一層力強く進めていただきたいと思います。

また同時に、今も木材利用ポイントのお話が出てきました。住宅を国産材で建てていくときの支援のお話もございました。ここから少し住宅あるいは建築物への木材利用について御質問させていただきます。

私は、地元の方々と話をしますと、やはり思いとしては、先人の方々が五十年、百年、二百年と丹精を込めて作ってきたこの木、すばらしい木、特にA材と言われるいい木はやっぱり住宅や建築物として使ってほしいという、このような思いがございまして、これを粉々にしてバイオマスのチップとして燃料にするということのみならず、やっぱりすばらしい木は木としてきちんと住宅需要として使っていただきたい。

例えば、地元の工務店で二十坪の国産材の家を造りますと、大体二十立米ぐらい木を使うわけでありまして、丸太を満載したトラック二台分ぐらいが一軒の家で使われるわけでありまして、やはり住宅需要が喚起されますと大変活気も出てまいりますし、A材をしっかりと切り出そうと、その中でB材、C材にもいい波及効果が出てくるのではないかと、このように思うところでございます。

そこで、住宅分野における木材利用促進に関しまして、まず、林野庁さんにおかれましてはどのような取組を行っていくのか、お伺いしたいと思っております。
○副大臣(吉川貴盛君) 私の方からお答えをさせ

ていただきますが、御指摘をいただきましたように、A材につきましては極めて品質の良いものだと認識をいたしております。国産材需要の約五割を占める住宅分野におきまして、私から申し上げるまでもございませぬけれども、無垢の柱や木目の美しさを生かした内装材など、付加価値の高い製品として活用していくことが極めて重要であると考えております。

そしてまた、このことが森林所有者、木材産業者関係者の利益確保につながるものと私も認識をいたしております。そのために、品質の良いA材をB材などと区別をいたしまして確実に地域の製材工場等へ供給できるように、山元と製材工場、工務店等との連携促進を図ることが必要だと考えております。さらには、品質、性能の確かな製品を効率的に供給するための木材乾燥機などの施設整備への支援もしっかりと行ってまいりたいと思っております。さらには、大径化した杉等の用途拡大など住宅等における新たな製品、技術の開発なども行おうとしているところでござい

ます。
そして、木材需要全体の拡大と併せて、品質の良いA材が付加価値の高い建築用材として有効活用されるようにしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。また堀井議員のお知恵も拝借をさせていただければと、このように思っております。

○堀井議員 ありがとうございます。林野庁におかれましては、川上だけでなく川下、特に住宅需要までを視野に入れた取組をいただくと、大変心強い限りでございます。是非一層の取組をよろしくお願い申し上げます。

国交省さんにお伺いしたいと思います。
今、地元の工務店でも吉野杉、国産材を使った住宅について、かなり省エネ性能、断熱性能、それから耐震性能についても大手ハウスメーカーと遜色ない、あるいはそれ以上の住宅、あるいは間取りについても現代風の取りで造る例も大変出てきています。また、川上であらかじめプレカッ

トをして産直住宅的にその材をうまく効率的に用いて中間マージン、コストをカットして供給しているという例も出てきております。関係者、本当に全力で今取り組んでいるところでございます。そこで、今、住宅着工件数のうち木造住宅の割合、あるいは木造住宅のうち国産材を使った住宅の割合はどのぐらいなのか、そしてどのように国産材を使った住宅の促進に取り組んでおられるのかをお聞かせいただきたいと思います。
○政府参考人(広畑義久君) お答え申し上げます。

平成二十四年度の住宅着工統計では、新設住宅の着工戸数八十九万三千戸のうち木造住宅は四十九万三千戸でございまして、約五五%でござい

ます。我が国では、国民の木造住宅に対する志向が強くて、新設着工のうち一戸建てに限って見ますと、木造住宅の割合は約八七%と非常に高くなっております。委員お尋ねの木造住宅の国産材利用の割合に関する統計調査はございませぬけれども、平成二十三年の林野庁の試算によりますと、建築用の製材用材における国産材の割合は約四四%と承知しております。

木造住宅におきまして国産材の利用を更に推進するためには、木材の安定的な供給、あるいは木材の乾燥や寸法精度などの品質、価格などの課題があると承知をしております。このため、国土交通省におきましては、原木の供給、製材などの川上から設計者、工務店などの川下までが連携して取り組めます木造の長期優良住宅への補助を行う地域型住宅ブランド化事業を平成二十四年度より実施しております。この事業を通じて、地域材の安定した供給体制の整備や品質、性能の明確な木材の活用、調達の共同化などを支援しております。また、木材利用ポイント事業との併用など、地域材の利用促進について林野庁とも連携しております。今後とも、こうした取組を通じまして、地域材を活用した木造住宅の推進を図ってまいりて存存でございます。

○堀井議員 ありがとうございます。国産材を使

う、そして森林整備が進むということは国土保全にもつながるということだと思います。その観点からも、これは、国土保全を所管されておられる国土交通省におかれても、国産材利用の重要性、もちろん今御認識いただいていることを確認できましたので、より一層のお取組をお願いしたいと思います。

次に、公共建築物について伺いたいと思います。

平成二十二年、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が施行されました。これらで公共建築物という点、耐火性能とか強度とかいえるようなイメージ、観点から、どちらかというと木造よりは鉄筋コンクリート、鉄骨の方がいいんだ、そういう考え方が主流でありましたが、平成二十二年のこの法律によってほとんど木を使っているじゃないか、このような一つの大きな考え方が示されたというふうに、私はこれ大変重要な法律であると、このように認識しているところでございます。

そこで、現在の公共建築物の木造化の状況、そしてその取組について国交省にお尋ねをしたいと思っております。

○政府参考人(西村好文君) 国の公共建築物の木造化の推進についてお答えいたします。

まず、木造化の状況でございます。平成二十三年度に新たに完成した国の公共建築物のうち、木造化が可能な三階建て以下の建築物は五百六棟となっております。これには、耐火建築物とすることが求められるものや災害応急活動施設などが相当数含まれており、結果としては木造化されたものは三十一棟となっております。同様に、平成二十四年度では、四百六十二棟に対して木造化されたものは四十二棟となっております。

次に、公共建築物の木造化を推進するに当たっての課題でございます。これまで木造建築は住宅が中心であったことから、公共建築物の木造化のために必要な知識を有した設計者、技能者などの人材が不足しているという課題のほかに、設計、

施工の技術基準類が十分に整備されていなかったこと、また木造化に関する具体的事例等の情報が不足していたことなどが挙げられております。

このため、国土交通省では、国の木造建築物の設計手法を規定した木造計画・設計基準や公共建築工事標準仕様書などの技術基準類を整備し、その普及に努めておるところでございます。また、公共建築物の木造化の可能性を広く国民に知っていただくよう、地方公共団体とも連携してこれまでの木造化の事例などを取りまとめ、広く情報発信を行っているところでございます。これらの施策により、今後とも公共建築物の木造化推進に積極的に取り組んでまいりたい所存でございます。

○堀井巖君 是非とも、みんな一生懸命取り組んでいただいていると思えますけれども、これはやはり特に意識をして取り組んでいかないとなかなか増えていかないと思っておりますので、より一層よろしくお願ひしたいと思います。

次に、学校施設について伺ひをしたいと思ひます。

学校施設の木造化、あるいは内装木質化、あるいは備品等での木材利用の取組状況をお聞かせいただけますかと思ひます。

○政府参考人(関靖直君) 平成二十四年度に新しく建築されました公立学校施設千二百七十七棟のうち木造化の割合は二〇・〇%、二百四十四棟で、前年度から四・八ポイント増加しております。また、非木造化施設のうち内装が木質化された施設は五五・二%、六百七十二棟であり、合計七五・三%の施設で木材が利用されております。木材が柔らかく温かみがあり、湿度の調整に優れておりますことから、学習環境の改善や地域の活性化に資するものと考えておりました。この木材利用に取り組みやすくするためには、建設コストの問題のほか耐久性、耐震性、耐火性や、木材利用の検討の進め方等について地方公共団体の理解を促進することが重要であると考えております。

このため、文部科学省では、木造施設の整備や内装木質化等に対して国庫補助を行う際に単価の加算を行いますとともに、手引書の作成や講習会の開催等によりまして木材を利用する際の留意点を解説したり、工夫した取組事例を紹介しているところでございます。今後とも関係省庁と連携して積極的に取り組めるよう支援に努めてまいりたいと考えております。

○堀井巖君 ありがとうございます。教育効果にもお取組をお願いいたします。

最後に、林業・木材産業の成長産業化に向けた大臣の御決意をお聞かせいただきたいと存じます。

○国務大臣(林芳正君) 我が国の国土の七割が森林ということで、先生のお地元の奈良も森林がたくさんあるというふうに理解をしておりますが、今御質疑の中で示していただいたように、戦後、先達方のおかげで人工林がかなり造成をされてきてまして利用期になってきている、チャンスであります。したがって、森を守ること、木を使って循環させることが森を守ることであるというところを木づかい運動などを使って訴えながら成長産業化をしていきたいと、こういうふうにお思っております。

先ほど吉川副大臣から答弁をいたしましたように、地域の活力創造プラン、官邸で決めました。ここにCLT等々のいわゆる川下の政策を書かせていただくとともに、川上の供給体制の構築の方を書き込ませていただいたところでございます。こういうことを一体とやってやることによつて、私も林でございますので名前負けしないように、しっかりと林業・木材産業の成長産業化の実現に取り組んでまいりたいと、こういうふうにお思っております。

○堀井巖君 林大臣のこれからお取組に御期待を申し上げます。

ありがとうございます。

○山田修路君 自由民主党の山田修路です。今日は、まず六次産業化の推進について伺ひをしたいと思ひます。

農林水産業の六次産業化、これは農林漁業者の所得を増やし、さらに地域の活性化にもつながるということで極めて重要だと思っております。一方ではリスクを伴うということで、農家の場合によれば、規模拡大で取りあえず生産だけでやっていくよというふうな方もおられるという状況でございます。

○国務大臣(林芳正君) 農山漁村における所得とか雇用、これを増大して、よつてもって地域の活力を向上させる、このためにはやはり六次産業化の取組が欠かせないと、こういうふうにお思っております。

農業自体の生産額が九兆から十兆、これに比して、いわゆる流通も含めた川下まで、食品産業等を含めますと九十兆を超えるマーケットがある、こういうことですから、その中でどうやって地域の活力向上に向けてこれを取っていくか、これは大変大事なことであるということ、それから、仙台で農家レストランへお邪魔したときに、自分のところで植えた野菜でレストランをやっておられて大変評判がいい。なるほどなと思ひましたのは、お客さんの動向をいろいろ感じながらメニューを作る、そのメニューによつて次の年に植えるものを考えるんだ、こういうふうにおつしやっておられました。生産者の方が消費者に直接触れていただくということは非常に意味のあることだ、というふうにお思ひたいと思ひます。

○山田修路君 ありがとうございます。農林水産業の六次産業化に取り組み農林漁業者等へのサポート体制、これを構築するために、それらの経営の発展段階に応じて補助事業、それから